

四賀地区松林所有者の皆様へ

令和5年度松枯れ対策事業について（お願い）

松本市では、松枯れ被害の拡大を防ぐため、毎年度、被害木の伐倒駆除（伐採して薬剤燻蒸を行う）事業を実施しています。

この事業は松枯れ被害先端地の森林法で定める森林を対象に、個人所有の森林も対象としています。

この事業は被害木を迅速に処理するため林業事業者が森林所有者にお断りすることなく森林に立ち入り、被害木を確認して伐採作業を行います。

つきましては、下記についてご理解・ご協力をいただくとともに、事業を望まない場合は、担当までご連絡くださいますようお願いいたします。

記

- 1 事業期間 令和5年4月3日から令和6年3月31日まで
- 2 事業内容
 - (1) 林業事業者が森林内に立ち入り、被害木を調査します。
 - (2) 被害木を伐採し、1～2メートルに玉切りしてシートで覆い、薬剤燻蒸します。
※ 伐採木、シートは処分しません。シートは、気象条件により年数の差がありますが、土中の微生物によって最終的には水と二酸化炭素に分解されます。
- 3 被害状況によっては、伐倒駆除ができない場合があり、被害木全てを対象とすることができません。
- 4 以下の場合、本事業の対象ではありません。
 - (1) 庭木や墓地などの森林以外の被害木
 - (2) 家屋、お墓、電線等、伐採時に工作物を破損するおそれがある被害木
 - (3) 被害後、年数が経過した枯損木
※ 所有者が伐採する場合、市の補助制度があります。
- 5 連絡先
松本市 環境エネルギー部 森林環境課(梓川支所内)
担当 阪田 武、前田 潔、赤羽佑介
電 話 0263-78-3003 (直通)
FAX 0263-78-3942